ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2016年10月

コミッティ活動

COLLATERAL: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

代替的コンプライアンス/規制の同等性評価

10月21日、金融庁は、海外の規制に準じて初期証拠金と変動証拠金の交換義務に関する同等性評価の枠組み案に対するパブリックコメントの結果および最終版の告示を公表した。海外の規制当局との話し合いの結果、金融庁は米商品先物取引委員会(CFTC)とカナダの金融監督当局(OSFI)管轄下の規制に関しては、本邦の規制と同等であると決定した。

REGULATORY/DOCUMENTATION: 担当 森田 (tmorita@isda.org) / 洞口 (khoraguchi@isda.org)

ステイの決定

10月21日、ISDA Japan Jurisdictional Module to the ISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocolの第一ドラフトがJurisdictional Modular Resolution Stay Protocol Working GroupとJapan Module Working Groupに閲覧された。ドラフトのレビューとメンバーからの質問に回答するため、外部カウンセルとのメンバーコールが10月31日に開催された。

ベンチマーク

ISDAはUSドル、GBポンド、ユーロ、スイスフラン、日本円について、LIBOR, EURIBOR, TIBORが恒久的に停止された場合のデリバティブ契約に係るリスクについて検討する三つのワーキンググループを組成した。ワーキンググループは、地域別に、USD Benchmark Fallbacks Working Group、GBP/EUR/CHF Benchmark Fallbacks Working GroupとJPY Benchmark Fallbacks Working Groupに分かれ、相互に密に連携しながら活動する予定。

FSBおよび各国当局の要望を受けた新しいワーキング・グループの取組課題は以下の通り。

- 上記に記載された5通貨の"IBORs"が、恒久的に停止されるような極めて可能性の低い事態が発生した場合のフォールバック・レート(一、または複数)の選定を行う。なお、ISDAの返答レターに記載されているように、第一のフォールバック・レートはOSSGの各ワーキング・グループが検討をおこなっている代替レートと想定される。
- 選定されたフォールバック・レートのISDA 2006年定義集への記載
- "IBORs"を参照する既存契約について、修正された定義集に変更するための枠組み、例えば、複数の契約を同時に修正することを可能とするプロトコルの策定

上記課題の最終目標期日は2017年第3四半期を目途とする。

GLEIF セミナー

10月24日、GLEIFの主催により東京証券取引所において、Global LEIシステム(GLEIS)のプロモーションイベントが開催された。ISDAからも各々関連メンバーが参加し、様々な国内外法域で、データ報告やその他規制絡みの目的に応じて既に導入されているLEIについての最新の情報を入手した。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

(日本語による会議)

Japan Trust Bank's Fund Account Sub-Working Group (日本語による会議)	11 月 11 日
JPY Benchmark Fallback Working Group (日本語による会議)	11 月 21 日
OTC Derivatives Regulations Working Group	tbd